



わたしたちの 日本一 美しい村

2016

広報

しらかわ

9月号
No.542



白川村成人式開催！

8月14日、合掌造り民家園にて白川村成人式が開催され、21名の新成人者の新たな門出を祝いました。

詳細は2・3ページをご覧ください。

CONTENTS

祝成人 平成28年白川村成人式	2・3
白川村の人事行政のあらまし	4・5
義務教育学校って何？	7
10月1日から白川郷バスターミナルが運用開始予定	8
長寿番付表	10

祝成人

平成28年 白川村成人式



8月14日（日）合掌造り民家園の芸能堂（旧信称寺）にて平成28年白川村成人式を開催しました。冬の豪雪を避け、若者の帰省するお盆にあわせて行う白川村成人式。今年は男性11名、女性10名の計21名が出席。成原村長をはじめ村議会議員、高殿・川上両県議会議員、新成人恩師らで新成人の新たな門出を祝いました。



式典では新成人が1人ずつ自己紹介をし、現在の近況について語りました。成原村長から「白川郷合掌造り集落の世界文化遺産登録決定から20年、村は皆さんと共に

成長してきたが、さらに活力とゆとりのある住みよい村へと成長するには若い力が必要です。一緒に白川村を創って欲しい。」「これから様々な関門が待ち受けているでしょう。自分自身が成長するための心の関門と考えて向き合ってほしい。実践し、失敗から成功を積み上げる中で自ら道を拓いていただきたい。これからの成長を大いに期待しています。」と激励しました。新成人を代表し橋脇 湊さんが、「社会的責任と義務を自覚し、白川村を故郷であることを誇りに一生懸命生きていきます。」と誓いの言葉で力強く応えてくれました。

式典終了後の第二部では、実行委員会作成の記念DVDで小中学校の写真や恩師か



らのビデオレターをみんなで鑑賞しました。休憩時間では実行委員会より園内のアイスクリーム引換券を配布。アイスクリームを食べながら同級生との再会やなつかしい話を楽しむ姿が見られました。

その後、テーマを「成人した仲間の今の思いを知る」として実行委員会から成人者へ「どんな時に白川村を思い出すか」「恩師に一言」「理想の結婚相手は」「どういう親になりたいか」など質問。参加者は、考え込んだり、ユーモアを交えたりしながら、自分の考えや思いを語ってくれました。



また、実行委員会から両親からのサプライズメッセージがあることを告げられると参加者から驚きと喜びの声が上がっていました。



成人式実行委員会より

私たち白川村遊友会（青年会）が実行委員として成人式の企画・運営を任されて9年目となりました。今年も実行委員一人ひとりが、新成人に喜んでもらえることや楽しんでもらえることを考え、創り上げた成人式でした。実行委員会は、手作り、DVD、第二部と3つの班に分かれ、それぞれの班でも幾度と集まり

準備してきました。当日ではたくさん笑顔や喜ぶ姿が1番の達成感でした。

白川村遊友会の夏は、この成人式の他に地区の盆踊り大会に企画したり、夏のお楽しみ会を企画・運営したりするなど様々な事業を展開してきました。メンバーそれぞれが準備等で多忙な日々ではありましたが、みなさんの喜ぶ姿が何よりの原動力です。この成人式を通して一人でも多くの若い方が白川村に帰ってきて共に白川村を創っていくためにも、遊友会としてこれからも精一杯取り組んでいきたいと思えます。



平成28年成人式

（表紙集合写真）

後列左から

水木 大地（荻町）
堀 寿希也（島）
岩本 裕也（荻町）
矢野 将也（荻町）
石田 葵（長瀬）
和田 嵩正（荻町）
山崎 裕太（鳩谷）
渡邊 啓太（平瀬）
木戸 昇永（荻町）
橋脇 湊（荻町）
前田 法明（鳩谷）

前列左から

中脇 杏奈（鳩谷）
大田 実季（荻町）
萩田 幸咲（飯島）
札脇 瑞紀（鳩谷）
岡田 千優季（平瀬）
松古 奈々（荻町）
坂下 茉穂（平瀬）
大松 桃佳（平瀬）
小坂 琴音（平瀬）
渡邊 優希（荻町）

④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■標準的な勤務時間（不規則勤務となる施設を除く）

開始時刻	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	7時間45分	38時間45分

■休暇制度

区 分	内 容	付与日数
年 次 有給休暇	年の途中に採用された者は採用月に応じて付与する。H27年度平均取得日数12.2日翌年に20日を限度として繰越可。	1年につき20日
特別休暇	ボランティア休暇	1年につき5日以内
	結婚休暇	連続する5日以内
	1歳未満の子の保育時間	1日2回各30分以内
	産前産後休暇	産前6週間、産後8週間
	妻の出産	2日以内
	未就学の子の看護のための休暇	1年につき5日以内
	忌引き	継続、生計関係により7日以内
	父母配偶者の法要	1日
	夏季休暇	7~9月の期間に3日以内
	災害による住居復旧	7日以内
	災害による出勤困難、通勤途上危険回避	必要と認められる期間
組合休暇	職員団体事務従事	30日（無給）
介護休暇	職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護する場合取得することができる。	6ヶ月以内（無給）
育児休業	3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで休業することができる。	子が3歳に達するまで（無給）

⑤職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分（平成27年度）

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務能率の維持向上を図るための制度です。

分限処分には、免職、休職、降任及び降級の4種類があります。

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
勤務成績がよくない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務に必要な的確性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

■懲戒処分（平成27年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分を言います。懲戒処分には免職、戒告、減給、停職の4種類があります。

区 分	免職	戒告	減給	停職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0人	1人	1人	0人	2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	1人	1人	0人	2人

⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況

■職員研修の状況（平成27年度）

研修種別	参加者数	研 修 内 容
階層別研修	9人	新採用職員研修・3~5年目職員研修・中堅職員研修・課長補佐級職員研修・新採用職員フォローアップ研修
課題別研修	42人	民法講座・公文書作成講座・政策法務講座・条例の見方づくり方基礎講座・パソコン講座・メンタルタフネス講座・OJTの進め方研修・住民対応能力向上講座・行政実務講座・複式簿記講座・幹部セミナー
合 計	51人	

■勤務成績の評定者

○勤務評定対象職員 全職員（育児休業者及び休職者を除く）

区 分	第一評定者	最終評定者
課長補佐級以下の職員	参事・課長	村 長
参事・課長等	副村長・教育長	村 長

■勤務成績の評定の状況

区 分	内 容
勤 務 状 況	勤務状況、休暇の状況、健康状態、勤務態度
勤 務 実 績	規律性、責任制、協調性、積極性

⑦職員の福利厚生状況

■健康管理に関する状況

岐阜県市町村職員共済組合が実施する年代別健康診断及び前立腺がん（40歳以上）、乳がん・子宮がん（30歳以上）を実施し、健康管理に努めました。

区 分	対 象 者	受 診 者
年代別健康診断	66人	59人

■共済制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入し、職員の生活の安定と福祉の向上を図っています。また、白川村職員互助会を組織し、福利厚生増進を図っています。

■公務災害保障制度

公務災害認定件数（平成27年度）

区 分	認 定 件 数
一 般 職 員	0 件
技能労務職員	0 件
合 計	0 件

■公平委員会に係る業務の状況（平成27年度）

区 分	認 定 件 数
勤務条件に関する措置件数	0 件
不利益処分に関する不服申立	0 件
合 計	0 件

●問い合わせ先 総務課 庶務係 TEL6-1311

白川村の人事行政のあらまし

「白川村人事行政の運営等の状況の公開に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件など人事行政の運営状況を次のように公表します。

①職員数の状況

■部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数			おもな増減理由
部 門		平成27年	平成28年	増減数	
一 般 会 計	議 会	1人	1人	0	
	総 務	17人	20人	3人	企業誘致対策課設置 消防職増
	税 務	2人	2人	0	
	民 生	8人	10人	2人	保育士採用 業務内容充実
	衛 生	4人	4人	0	
	農 林 水 産	5人	4人	△1人	異動による減
	労 働	1人	1人	0	
	商 工	4人	3人	△1人	企業誘致対策課 設置により事務減
	土 木	2人	1人	△1人	退職不補充
	教 育	9人	7人	△2人	退職による減 学校教育の充実
企 業 会 計	小 計	53人	53人	0	
	水 道	1人	1人	0	
	下 水 道	1人	1人	0	
	病 院	6人	6人	0	
	介 護	0人	1人	1人	前年度欠員補充
合 計		61人	62人	1人	

■採用者数及び退職者数

区 分	H27.4.1～H28.3.31
採 用 者	3 人
退 職 者	4 人

②定員適正化計画と年次計画の概要

計 画 期 間	数値目標
始 期	7.8増員
平成27年4月1日	
終 期	
平成31年3月31日	

■定員適正化計画の概要 (各年4月1日)

区 分		平成26年計画前年	平成27年1年目	平成28年2年目	平成29年3年目	平成30年4年目	平成31年5年目	(参考)目標値
全 部 門	増 員		4人	1人		1人	3人	
	減 員		1人		1人	1人	1人	
	差 引		3人	1人	△1人		2人	5人
	職員数	64人	67人	68人	67人	67人	69人	

③職員の給与の状況 (平成27年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (平成28年3月31日)	歳 出 額	人 件 費	平成27年度の 人件費率	(参考) 平成26年度の 人件費率
1,660人	3,286,769千円	464,392千円	14.1%	10.8%

(注) 人件費には一般職員の給料・諸手当・退職手当組合負担金などのほか、特別職、議員等の給料・報酬を含んでいます。

■職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職(38人)	307,600円	42歳3月
技能労務職(6人)	290,600円	54歳3月

(注) 一般行政職には税務職、医師、看護師、保健師等が含まれません。

■職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		白川村 初任給	国 初任給
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円

■職員の経験年数、学歴別平均給料月額 (平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	— 円	311,900円	348,500円
	高校卒	— 円	232,300円	313,100円

■一般行政職員の級別の構成 (平成28年4月1日現在)

区 分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
おもな職名	参事級	課長	課長補佐	主査	主任	主事	
職 員 数	6人	4人	9人	9人	1人	9人	38人
構 成 比	16.0%	10.0%	24.0%	24.0%	2.0%	24.0%	100.0%

■職員の手当の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との差異
期末手当	(期 末) 6月期 1.225月分 [1.025月分] 0.80月分 [1.00月分] (勤 勉) 12月期 1.375月分 [1.175月分] 0.80月分 [1.00月分] 計 2.6月分 [2.2月分] 1.60月分 [2.00月分] 職制上の段階、職務の級による加算措置 有	同じ
退職手当	(自己都合) 勤続25年 29.14500月分 34.58250月分 (定 年) 最高限度額 49.5900月分 49.5900月分 その他の加減措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	同じ
扶養手当	◆配偶者 月額 13,000円 ◆その他の扶養親族1人につき 月額 6,500円 配偶者がいない場合そのうち1人 月額 11,000円 ◆16歳から22歳の子 月額 5,000円加算	同じ
住居手当	◆借家、借間にかかる手当 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃額に応じて 月額最高27,000円まで	同じ
通勤手当	自動車などの利用者 2km以上(片道)の利用者に対して距離に応じ 月額2,000円から月額31,600円まで	同じ
管理職手当	参事 月額 28,000円 課長級 月額 25,000円	異なる
宿日直手当	1回 4,200円	同じ
寒冷地手当	冬季5ヶ月間 世帯形態により月額7,360円～17,800円	同じ

■特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

(改選後)

区 分	給料月額	期末手当	区 分	給料月額	期末手当
村 長	700,000円	4.15月	議 長	260,000円	4.15月
副村長	560,000円		副議長	200,000円	
教育長	500,000円		議 員	180,000円	

白川郷学園 コミスクだより

動きだそう！白川びと として
担い手となる子どもたち 担い手を育てる大人たち

白川郷学園学校運営協議会

地域のなかで担い手育て！

学校運営協議会では将来の担い手として「ふるさとへの熱い思いを胸に白川村に貢献できるひと」を育てる活動を進めています。これまで子どもの教育は学校任せになっていた点を改め、地域も学校と共に責任をもって子どもたちの成長に関わっていきたくと願っています。そのために、既存の地域行事などを見つめ直し『子ども達も地域の一員として活躍できる場づくり』『子どもと大人の会話やふれあいを増やす工夫』が各地区で進められており、地域の教育力向上が見えてきています。

子どもと大人と一緒に取り組むラジオ体操



南部地区では、子どもの人数を越す多くの地域の方が毎朝ラジオ体操に参加されていました。スポーツ推進委員会から配付されたカードに子ども達から印を押してもらう姿はとても微笑ましく、朝から楽しい会話が聞こえていました。

地域のふれあいの場として盆踊りが復活



荻町公民館運営委員さんの熱い取り組みにより、荻町地区の盆踊りが復活しました。輪になって大人も子どももみんなで踊る姿はとても温かく、会場には多くの笑顔があふれ、地域のつながりを感じることができました。

地域のふれあいを大切にした納涼祭



戸島地区では地域みんなが集いふれあえる場として、公民館運営委員会を中心に新たに夏の納涼祭が企画されました。初めての活動でしたが、小さい子どもからお年寄りまでみんなで楽しめ、地域の絆がより深まりました。

集まれ！白川っ子見守り隊



今年度、子ども達の登下校を温かく見守る「白川っ子見守り隊」が発足しました。声かけにより集まった有志ボランティア隊の登録は現在23名です。(8/31現在) みなさんの活動は、温かい挨拶や声かけ、見守りによって、子ども達の安全な登下校や笑顔を作り出すことを目的としています。8月26日には発足式が白川郷学園で行われ、地域活動部小坂秀昭部長と白川郷学園小学校下出尚弘校長から説明を受け、活動用のベストを受け取りました。

早速翌週からベストを着用しての見守り活動が始まり、荻町から飯島まで至る所に見守り隊の方が立ち、明るい表情で子ども達に声かけをしていました。『前よりも大勢の人と挨拶ができ、元気に1日がスタートできる。』『今までは学校に着くまで誰にも会わなかったけれど、今は何人かと挨拶をして明るい気持ちになる。』『名前を聞かれたり挨拶以外の話もしたりして、地域の方との距離が近くなった気がするし楽しい。』等、子ども達の評価も上々です。

見守り隊は、常時メンバー募集中です。自分の都合のよい時に無理なくできる範囲内での活動として、全地区に隊員が広がることを願っています。『見守り隊について知りたいな。』『参加してみようかな。』という方が見えましたら、現在メンバーの方や学校運営協議会委員、学園職員にお声かけ下さい。子ども達の笑顔を作り出すのは、皆さんのほんの少しの動き出しです。



「義務教育学校」ってなに？

義務教育学校に向けて③

～白川郷学園のPTA・地域の参画～

「家庭」、「地域」と「学校」の連携（つながり）は、現在の学校現場ではなくてはならないものです。この連携は、幼児から児童・生徒へ成長する子どもたちの「ひとりだち」を支えています。加えて、先生方の授業や学校行事など教育活動にも活かされています。

学校では、この連携が強く綿密であればあるほど、安定した、継続的な教育を行うことができます。今月号では、「家庭」に位置づく「PTA」と「地域」に位置づく「学校運営協議会」の義務教育学校に関わる取組について紹介します。

① 活動方針「ひとつになるうー」に込めた、学園を支える思い・願い

学園PTA総会において、小・中学校それぞれのPTA会長さんが、今年度の活動方



小中PTA合同の環境整備作業の様子

針を説明されました。その内容で、印象的だったのが、これまで小中別々であった活動方針・目標を小中統一したという発表でした。さらに、活動内容も小中学校で多少の言葉は違いますが、同じ願いをもった内容でした。このことは、来年度スタートする「義務教育学校」を意識されていることです。

小学校広報紙「すまいる」に掲載されているPTA会長

② 地域と学校が共通の願いをもち共に子どもを育む

白川村には、義務教育学校設立に向けて他市村にはない有利なところがあります。それは、「保小中一貫教育」の実践の積み重ねがあること、そして、学校運営協議会が組織され、その活動が充実期を迎えていることです。

義務教育学校は、村の子どもたちが「ひとりだち」、「担い手」、「一流の白川びと」と

さんの言葉「PTAは、地域の教育力を最大限に引き出すため学園と地域をつなぐ架け橋として積極的に学園運営に参画しなければならぬ。」に、この学園を支えていこうという熱い思いが感じられました。こうした、PTA（保護者）の思いや願いによって、義務教育学校が、そこに生きる子どもたちと先生方が、成長していきます。

③ 地域の皆さんの「英知を活かす」取組がスタート

八月下旬に村議会主催の「ふれあい懇談会」が、白川地区と平瀬地区で開催されました。義務教育学校に関わって、「村の子ども」の様子と大人の関わり方、義務教育学校についてをテーマに参加者の皆様と意見交換させていただきました。その中で、義務教育学校に関するご質問やご意見をいただきました。この様に、地域の皆様から英知（情

報）をいただけたことは、今後の設立に向けて大変参考になりました。（なお、この懇談会の内容は、十月の「議会だより」で紹介されます。）

今後、こうした懇談会など既存の機会を通じて地域の皆様、小中学生の保護者の皆様に、義務教育学校に関する知識や村が目指す義務教育学校の在り方を説明していければと考えています。

九月十三日に「第二回設立委員会」が開催されます。主な内容は、各専門部会から作業の進捗状況が発表され、それらを受けて討議をします。各専門部会は、七月から八月にかけて学園・保育園の先生方を中心に数回の話し合いを経て、義務教育学校の枠組みやカリキュラムづくりを進めてきました。今委員会で、これらの内容を検討することで、義務教育学校の「かたち」と「なかみ」がだんだんと明らかになってきます。次回は、そんな「なかみ」である「義務教育学校の目玉① ～生き方教育～」について紹介します。



10月1日から 白川郷バスターミナルが運用開始予定

昨年より旧白川診療所跡地に整備を進めておりました「白川郷バスターミナル」がいよいよ完成の運びとなり、10月1日より運用開始する予定で現在最終工事が進められています。併せて、荻町交差点もこれまでのT字路交差点から十字路交差点に変わり、9月中旬から信号機も表示方法が変更となります。

このバスターミナルは、世界遺産集落内の観光交通対策と観光客の分散化を目的に荻町区からの要望を受け整備した施設で、路線バスの発着場と団体飲食店利用バス・身障者駐車場として活用し、施設の管理運営は白川郷観光協会が行う予定です。

昨年世界遺産登録20周年の節目を迎えた荻町地区では、世界遺産登録以降、観光客と車が年々増加し、集落内は車と人で大混雑する事態となりました。このため村では荻町交通対策委員会と協議・連携し、平成13年に実施した交通社会実験を皮切りに、様々な交通対

策に取り組んできました。

更に、平成15年からは観光車両乗入制限の実施日を徐々に増やし、平成17年には大型車両通行規制の通年実施、平成25年には荻町駐車場を廃止し、平成26年4月から観光車両乗入制限が通年実施されており、地域住民皆様の格別なご理解とご協力によりこれらの取り組みが実現しました。

この取り組みにより集落内の交通安全と景観向上につながりましたが、一方で観光客が「せせらぎ公園駐車場」から「であい橋」への一極集中という新たな課題も見つかり、村では、寺尾駐車場の整備と併せ、みだしま公園も臨時駐車場として活用し、混雑時の渋滞緩和と観光客の分散化に努めました。

また、訪日外国人の増加や昨年3月の北陸新幹線の開業により、当村へ乗り入れる路線バスも年々増加し、現バス停では受け入れ容量の限界を超えるため、安全面での対策が必要となりました。

これらの問題・課題を解決すべく、村と荻町交通対策委員会では、課題解決のための協議を重ね、新たな拠点施設として白川郷バスターミナルを整備することとなりました。

世界遺産集落内の環境整備としては、昨年の荻町公園、今春の村所有合掌家屋2棟の休憩所とトイレ改修に続く整備となり、交通対策含め一連の整備が完了します。

これまで本取り組みにご尽力をいただきました皆様、そしてご理解ご協力いただきました村民・関係機関皆様には心からお礼申し上げます。

10月1日からバスターミナルの運用が始まり、現せせらぎ公園駐車場バス停及び国道360号入口の「荻町バス停」は9月30日をもって廃止となります。また、これに併せてバス運行ダイヤも一部変更となりますのでお間違えのないようお願いいたします。